五　誘導式読み書き通信設備

［(1)～(5)　略］

(6)　第一号(7)に掲げる条件

六　超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダー

(1)　利用周波数が一〇kHzから五〇kHzまでの範囲内にあること。

［(2)　略］

(3)　交流電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
		準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満		七九デシベル	六六デシベル
五〇〇kHz以上三〇MHz以下		七三デシベル	六〇デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(4)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	九七デシベルから八七デシベルまで　※	八四デシベルから七四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	八七デシベル	七四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

五　［同上］

［(1)～(5)　同上］

(6)　第一号の(7)に掲げる条件

六　［同上］

(1)　利用周波数が一〇kHzから五〇kHzまでの範囲にあること。

［(2)　同上］

(3)　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯（無線通信規則に規定する我が国で使用することが認められている産業科学医療用の周波数（以下「ＩＳＭ用周波数」という。）に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベルから七三デシベルまで　※	八〇デシベルから六〇デシベルまで　※

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(4)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の㈠から㈢までの各表に定める値以下であること。

㈠　利用周波数における磁界強度

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上五〇kHz以下	三七・一デシベル

㈡　不要発射による磁界強度

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
五〇kHzを超え一五〇kHz以下	二三・一デシベル
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	五七・五デシベル